

令和5年度

市 民 税 特別徴収に関する綴
県 民 税

茨城県笠間市役所

総務部 税務課

郵便番号 309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

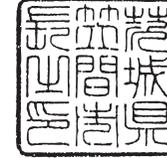
電話番号 0296(77)1101

0299(37)6611 (岩間地域)

特別徴収義務者様

令和5年5月

茨城県 笠間市長



令和5年度市民税・県民税の特別徴収について

新緑の候 貴社(所)ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素、市民税・県民税の特別徴収につきましては、多大なるご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、先般提出された給与支払報告書等に基づき、令和5年度市民税・県民税特別徴収についての関係書類を同封いたしますので、ご多用のところ恐縮に存じますが、納期限までに納入くださるようお願い申し上げます。

この特別徴収についての連絡、お問合せは笠間市役所
税務課へ

〒309-1792
茨城県笠間市中央三丁目2番1号
TEL 0296-77-1101(内113,114)
0299-37-6611(岩間地域)

特別徴収義務者様

令和5年5月

茨城県 笠間市長



特別徴収義務者の指定について

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5並びに笠間市税条例第45条及び第46条の規定によって、貴殿を令和5年度の市民税・県民税の特別徴収義務者に指定します。

取扱いにご留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

ゆうちょ銀行・郵便局
指定通知書について

関東各都県及び山梨県所在以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、右の「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、当初納入される際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

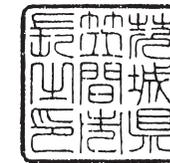
なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

年 月 日

(ゆうちょ銀行・郵便局名)

ゆうちょ銀行 店 様
郵便局 様

茨城県 笠間市長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定により当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店・局に指定しましたので通知します。

口座番号 00170-5-960088

加入者名 笠間市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

令和 5 年度 (令和 5 年 6 月分～令和 6 年 5 月分)

市 民 税 県 民 税 特別徴収納入について

1. 納入時期

給 与 分 当月分を翌月10日までに（月割額の徴収は6月から翌年5月までの12ヶ月）

退 職 分 退職の発生した翌月10日までに

2. 繰り込みの異動届出書について

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなったために給与分の月割額の徴収ができない場合は繰り込んである異動届出書に記入のうえ至急ご提出ください。

3. 所在地・名称変更届出書について

名称、住所、電話番号等の変更があった場合は繰り込んである変更届出書に記入のうえ至急ご提出ください。

4. 納期の特例（年2回納入）について

特別徴収税額は毎月納入（12回（6月～翌年5月））を基本としていますが、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。
（繰り込んである申請書をご利用ください。）

< 6月から11月までに徴収(天引き)した分 > 12月11日までに納入
< 12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分 > 6月10日までに納入

・ 当市の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合等は、申請が却下されることがあります。

・ 承認後、従業員（納税義務者）が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく必要事項を記載した届出書を提出しなければなりません。

退職が生じた場合の納入方法

1. 納 入 先

納税者の退職した年の1月1日現在の居住地の市区町村
（給与分の納入先と異なる場合があります）

2. 納入書の記入方法

退職手当等を支払う月の払い込みについては納入書税額欄の給与欄に給与分の月割税額を退職欄に退職分の所得割額を記入し給与分と退職分の合計額を計欄に記入してください。

3. 納入申告書の記入方法

退職手当等の支払いがあった場合は納入書の裏面に印刷してある納入申告書に必ず記入なつ印してください。
退職手当等にかかる税額は特別徴収義務者において計算してください。
（給与分と計算方法が違いますので十分ご注意ください）

4. そ の 他

退職手当等を支払わない月の払い込みについては納入書税額欄の給与欄のみ記入してください。

令和5年度市県民税特別徴収について

1. 市民税・県民税の特別徴収

前年に給与所得があり、本年も引きつづいて給与の支払を受けている者（納税義務者）に対し毎月の給与から、市民税・県民税を差し引いて納入する制度をいいます。

2. 特別徴収義務者

給与の支払をする際に所得税を徴収し納入する義務のある者で、市税条例によって指定された者をいいます。特別徴収義務者は、別紙税額通知書により、毎月定められた月割額を6月から翌年5月まで給与から差し引いて納期限までに納入する義務があります。

3. 納税義務のないもの

令和5年1月1日現在で、障害者、未成年者（平成17年1月3日以降生）、ひとり親で令和4年中の所得が135万円以下の者は納税義務はありません。

4. 納税義務者への税額通知

特別徴収関係書類を受け取られましたら同封の「令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を納税者に交付してください。

5. 給与及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する普通徴収の申し出

納税義務者に、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得（事業、配当所得）等がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することとなっておりますが、本人より給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する所得割額の全部または一部を普通徴収（義務者直接納付）により納付したい旨の申し出があった場合には普通徴収の方法によることができます。

6. 異動（退職、休職、転勤等）による徴収義務の免除

給与支払報告書を提出した後、納税義務者に異動があった場合は、異動があった翌月の10日までに異動届出書を必ず提出してください。

これらの場合は異動した者の特別徴収の義務はなくなります。

7. 月割額の徴収と納入期限

第1月目の月割額は各納税義務者の6月に支給する給与より徴収し、第2月日以降の月割額は7月から翌年5月まで順次毎月給与の支払をする際に徴収し、その徴収した月割額の合計金額を「納入書」により指定された金融機関に徴収した月の翌月10日（土・日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日）までに納入してください。

8. 月割額を納入期限までに納入しなかった場合

地方税法の定めるところによって計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。（地方税法第326条、第20条の4の2）

9. 特別徴収できなくなった未納月割額

納税者が退職、休職、又は転勤等により特別徴収ができなくなった月割額は提出された「異動届出書」に基づいて、納税義務者に納税通知書を市から直接交付して納付していただくことになっております。（普通徴収）

10. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後、訂正、更正等によって税額を変更したときは「税額変更通知書」を送付しますので、翌月以降の月割額は、「税額変更通知書」の月割額により徴収してください。

11. 審査請求

納税義務者への税額通知書に誤りがあると認められるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

12. 納入申告書

- (1) 退職手当等の支払があった場合は納入書の裏面に印刷してある納入申告書に必ず記入押印してください。
- (2) 退職手当等にかかる税額は特別徴収義務者において計算してください。（給与分と異なります）
- (3) 退職分の納入先は納税者の退職した年の1月1日現在の居住地の市町村に納めることになります。

13. 市民税・県民税の算出方法

総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額
 → 課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額
 → 税額控除前所得割額－税額控除額＝所得割額
 所得割額＋均等割額＝特別徴収税額
 特別徴収税額－控除不足額＝差引納付額

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
 ※控除不足額は、所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
 ※給与等の収入金額が850万円を超える者で、本人が特別障害者であったり23歳未満の扶養親族がいる場合等、又は給与所得と年金所得の双方を有する場合には、総所得金額のうち給与所得の額から「所得金額調整控除」が差し引かれる場合があります。

(1) 税率

均等割

- ・市民税・・・3,500円
- ・県民税・・・2,500円
- ※県民税には、森林湖沼環境税（1,000円）を含む

所得割（総合課税分）

- ・市民税・・・6%
- ・県民税・・・4%

(2) 所得控除

- ① 社会保険料控除 支払った保険料の全額が控除されます。
- ② 生命保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
新契約	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円から32,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) ÷ 2 + 6,000円
	32,001円から56,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) ÷ 4 + 14,000円
	56,001円以上	28,000円
旧契約	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) ÷ 2 + 7,500円
	40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) ÷ 4 + 17,500円
	70,001円以上	35,000円

※新契約は、平成24年1月1日以後に締結したものが対象です。

※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

③ 地震保険料控除

支払った保険料の区分	支払った保険料等の金額	控除額
① 地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払った保険料の金額 ÷ 2
	50,001円以上	25,000円
② 旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	支払った保険料の金額 ÷ 2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
③ 地震保険料と旧長期損害保険料との両方がある場合		①と②によりそれぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000円）

※旧長期損害保険料は平成18年12月31日までに締結したものが対象です。

※一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

㉔ 障害者控除等

障害者、寡婦、勤労学生に該当する場合は、260,000円控除されます。
ひとり親に該当する場合は、300,000円控除されます。
特別障害者については、300,000円控除されます。
同居特別障害者については、530,000円控除されます。

㉕ 配偶者控除

控除対象配偶者を有する場合は最高で330,000円控除されます。
老人控除対象配偶者を有する場合は最高で380,000円控除されます。 ※納税者の所得に応じて控除されます。

㉖ 配偶者特別控除

配偶者及び納税者の所得に応じて控除されます。(最高330,000円)

㉗ 扶養控除

- イ. 扶養親族1人につき330,000円。(16歳未満の扶養親族は除く)
- ロ. 扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月2日から平成16年1月1日の間に生まれた人)の者については、通常の扶養控除にかえて、特定扶養控除(450,000円)が適用されます。
- ハ. 扶養親族のうち年齢70歳以上(昭和28年1月1日以前生)の者については、通常の扶養控除にかえて、老人扶養控除(380,000円)が適用されます。
- ニ. 同居老親等1人につき450,000円。

㉘ 雑損控除

(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうち、いずれか高い方の金額を控除できます。

㉙ 医療費控除

①医療費控除(従来の医療費控除)

支払った医療費から、保険金などで補填される金額を差し引いた金額より、次の算式によって控除されます。
医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)＝医療費控除額(限度額200万円)

②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

特定一般用医薬品等購入費から、保険金などで補填される金額を差し引いた金額より、次の算式によって控除されます。
特定一般用医薬品等購入費の実質負担額－1万2千円＝医療費控除の特例に係る医療費控除額(限度額8万8千円)

(注意) ①と②は選択となりますので、重複して控除を受けることはできません。

㉚ 基礎控除

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	なし

(3) 税額控除

① 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

・ 合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する額

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額

・ 合計課税所得金額が200万円以上の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①所得税との人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

② 配当控除

③ 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

課税所得金額 種 類	1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

区 分	市町村民税	道府県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3/5	2/5

④ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

⑤ 寄附金税額控除

寄附金制度の改正により都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除額を市民税・県民税所得割から減額する控除です。

未徴収税額の適切な納付手続処理のため、従業員の方が「退職・転職等」
したときは、速やかに（給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると異動届出書）の提出を
お願いします。

退職・転勤・休職等の事由により、従業員の方に給与の支払をしなくなったときは、次ページ以降の記入例①～③を参考にして、「異動届出書」に必要事項を記載のうえ、必ず次の期限までに提出してください。

1. 毎月の給与から市民税・県民税を徴収している従業員の方が退職等したとき
「異動届出書」を、異動のあった月の翌月10日までに提出してください。
2. 「令和6年度分給与支払報告書」を提出した従業員の方が「令和6年4月1日」までに退職等したとき
「異動届出書」を「令和6年4月15日頃」までに提出してください。

※ 上記1の異動届出書を提出した場合は、改めての提出は必要ありません。

なお、（給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると異動届出書）の用紙が不足する場合は、白紙のものをコピーして使用いただくか、笠間市ホームページ（<https://www.city.kasama.lg.jp/>）からダウンロードして使用いただきますようお願いいたします。

令和5年度市民税・県民税 給与支払報告 給与支払報告 特別徴収 にかかるとる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和 年 月 日 笠間市長殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号												
		フリガナ											宛名番号												
		氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属											
		個人番号 又は法人番号														氏名									
←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	内線 ()												
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏名																	円	円	円	年	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払 5. 合併 6. 合 7. 事由・理由 職 長 不 定 期 散 他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	生年月日	年	月	日	円	円	円	年	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入															
	個人番号																								
	受給者番号																	円	円	円	年				
	1月1日 現在の住所																	円	円	円	年				
異動後の 住所											円	円	円	年											

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										受給者番号						
	所在地	〒										担当 者 連 絡 先	所属 氏 名	電話	内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
	フリガナ																	
	氏名又は名称																	

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円

3. 普通徴収の場合												※市 記入 欄
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										

【提出先】 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

ご注意
1 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の
2 通知書に記載された宛名番号を記載してください。
※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※事務処理欄
市役所記入欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 笠間市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 ____年 ____月 ____日

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 5. 合併による変更【下欄を記入してください。】 6. 分割による変更【下欄を記入してください。】 7. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。											フリガナ														
	指定番号											名称														
	指定番号											電話番号	—	—	(内線)											
	指定番号											法人番号														

【提出先】 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 笠間市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び笠間市条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)										
フリガナ 氏名										
代表者の 氏名				電話番号	—			—		
法人番号							担当者 (連絡先)			
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります									

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 以後	特別徴収税額	
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※笠間市以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与 の支払いを受ける者の分とは別にして 2段書き(上段に記載)にしてください。 市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、 それがやむを得ない理由によるものであるときは、 その理由の詳細	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
	年 月	(臨時 人) (円)	(円)
	年 月	常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	(円)
	年 月	常時 人	円
	年 月	(臨時 人) (円)	(円)
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り 消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

市民税・県民税 特別徴収切替届出(依頼)書

※事務処理欄
市役所記入欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 笠間市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒 _____	特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごとに異なります	
			フリガナ	新規の場合、納入書(要・不要)			
			名 称 (氏 名)	担当者 連 絡 先	係		
			代表者の 職 氏 名		氏名		
		法人番号		電話	— —		
給与 所 得 者	フリガナ			旧 姓	期別を○で囲んでください。		
	氏 名				〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望		
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日			※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	1月1日 現在の住所	〒 _____		特別徴収 開始予定月	月分(_____月 _____日納期分) から 特別徴収を開始します。		
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		届 出 理 由	1. 入社 2. その他(_____)		
			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 _____日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ

記入例

市民税・県民税 特別徴収切替届出(依頼)書

令和 5年 11月 8日 提出 (宛先) 笠間市長											※事務処理欄 市役所記入欄											
所在地(住所) 〒309-1738 笠間市大田町〇〇番地											特別徴収義務者 指定番号 00012 ※市町村ごとに異なります											
フリガナ マルマルケンセツ											新規の場合、納入書(要・不要)											
名称(氏名) 株式会社 〇〇建設											担当者 連絡先 係 総務課											
代表者の職氏名 代表取締役 笠間 太郎											氏名 笠間 一子											
法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											電話 0296-78-〇〇〇〇											
給与 所得者	フリガナ イワマ イチロウ											旧姓										
	氏名 岩間 一郎											普通徴収 切替期別										
	生年月日 昭和 43年 2月 1日											期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・④ 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。										
	1月1日現在の住所 〒319-0202 笠間市下郷〇〇番地											特別徴収 開始予定月 12月分(1月10日納期分)から 特別徴収を開始します。										
	現在の住所 〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											届出理由 ①入社 2.その他()										
											月割額 の連絡 必要な場合のみ記入してください。 12月11日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。											

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所総務部税務課市民法人税グループ